第 2220 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 1月 27日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 住宅取得資金の特例はどう変わる?

A:住宅取得資金の特例は、新たに導入される相続時精算課税制度に組み込まれる形になりますが、平成17年までは従来の特例制度も選択できることになるようです。

## 【解説】

現行の住宅取得資金の特例は、父母又は祖父母から贈与を受けた住宅取得資金のうち、1,500万円までの部分については、基礎控除(110万円)が5年分使えることになっています。

ところで、導入が検討されている相続時精 算課税制度とは、65歳以上の親から20歳以上 の子に生前贈与した場合、贈与財産の価額を 相続財産に加算して計算した相続税額から生 前贈与の際に課された贈与税額を差し引いて 税額を求めるというものですが、現行の相続 税・贈与税の制度との選択制となります。こ の制度を選択した場合、贈与税率は一律20% とされ、基礎控除にかえて2,500万円の非課税 枠を複数年にわたって使えることとされてい ますが、住宅取得資金の贈与については65歳 未満の親からの贈与にも適用が認められ、こ の場合、非課税枠が3,500万円に拡大されます。

なお、平成17年末までの贈与については、 今までの住宅取得資金の特例も選択できます が、この場合、その年以後5年間は相続時精 算課税制度を選択できないとされています。







